

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2001-517744(P2001-517744A)

【公表日】平成13年10月9日(2001.10.9)

【出願番号】特願2000-513015(P2000-513015)

【国際特許分類】

**E 01 B 19/00 (2006.01)**

【F I】

E 01 B 19/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月20日(2005.9.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】レールおよびレール用のダンパ

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

レールの表面に取り付け可能な表面を画成する変形可能な材料を備えたレール用のダンパにおいて、

前記ダンパに、複数の伸びた共鳴部材が、取り付け面から離れて組み込まれてあり、

共鳴部材は、変形可能な材料と比べて剛性の高い材料により形成されるとともに、レールの振動周波数の範囲内の少なくとも2つの共鳴周波数を呈するような寸法を有していることを特徴とする、レール用のダンパ。

【請求項2】

共鳴部材は、変形可能な材料より密度が高い材料からなることを特徴とする、請求項1に記載のダンパ。

【請求項3】

共鳴部材は、鉄鋼または他の金属材料からなることを特徴とする、請求項1または2に記載のダンパ。

【請求項4】

共鳴部材は、互いに異なる形状を有することを特徴とする、請求項1乃至3のいずれか一項に記載のダンパ。

【請求項5】

共鳴部材は、変形可能な材料に埋め込まれていることを特徴とする、請求項1乃至4のいずれか一項に記載のダンパ。

【請求項6】

変形可能な材料は粘弾性を有することを特徴とする、請求項1乃至5のいずれか一項に記載のダンパ。

【請求項7】

変形可能な材料はラバーまたはラバーのようなものであることを特徴とする、請求項1

乃至 6 のいずれか一項に記載のダンパ。

【請求項 8】

変形可能な材料は組成が一定であることを特徴とする、請求項 1 乃至 7 のいずれか一項に記載のダンパ。

【請求項 9】

共鳴部材は、変形可能な材料内で非連続であることを特徴とする、請求項 1 乃至 8 のいずれか一項に記載のダンパ。

【請求項 10】

複数の共鳴部材の非連続部分が同じ空間を占めることを特徴とする、請求項 9 に記載のダンパ。

【請求項 11】

共鳴部材の一つが所定角度で折り曲げられた伸びた部分であることを特徴とする、請求項 1 乃至 10 のいずれか一項に記載のレール。

【請求項 12】

共鳴部材の一つが無垢の伸びたブロックからなることを特徴とする、請求項 11 乃至 10 のいずれか一項に記載のレール。

【請求項 13】

共鳴部材の全体が変形可能な材料に囲まれていることを特徴とする、請求項 1 乃至 12 のいずれか一項に記載のダンパ。

【請求項 14】

請求項 1 乃至 13 のいずれか一項に記載のダンパが取り付けられたレール。

【請求項 15】

請求項 1 乃至 13 のいずれか一項に記載のダンパが両側に取り付けられたレール。

【請求項 16】

ダンパが、予備成形されレールに接着されることを特徴とする、請求項 14 または 15 に記載のレール。

【請求項 17】

ダンパが、レール上で硬化されることを特徴とする、請求項 14 または 15 に記載のレール。

【請求項 18】

ダンパが、レールのウェブと脚部との間の連結部を覆うように、レール上に配置されることを特徴とする、請求項 14 乃至 17 のいずれか一項に記載のレール。

【請求項 19】

少なくとも 1 つの共鳴部材が、所定角度で折り曲げられた伸びた部分であることを特徴とする、請求項 14 乃至 18 のいずれか一項に記載のレール。

【請求項 20】

折り曲げ角度が、頭部と脚部との間の外側表面の角度に適合していることを特徴とする、請求項 19 に記載のレール。